

が26%、「やや苦しい」が36%、「普通」が34%となっており、6割の世帯が生活が苦しいと認識している。これは、全世帯平均（「大変苦しい」が22%、「やや苦しい」が32%、「普通」が42%）や高齢者世帯（「大変苦しい」が20%、「やや苦しい」が28%、「普通」が48%）よりも、生活が苦しいと認識している世帯の割合が高い。その理由として、前述した子育てや子どもの教育にかかる負担が反映しているものと考えられる。

(2) 就業と家庭のバランス

(ワーク・アンド・ファミリーバランス)

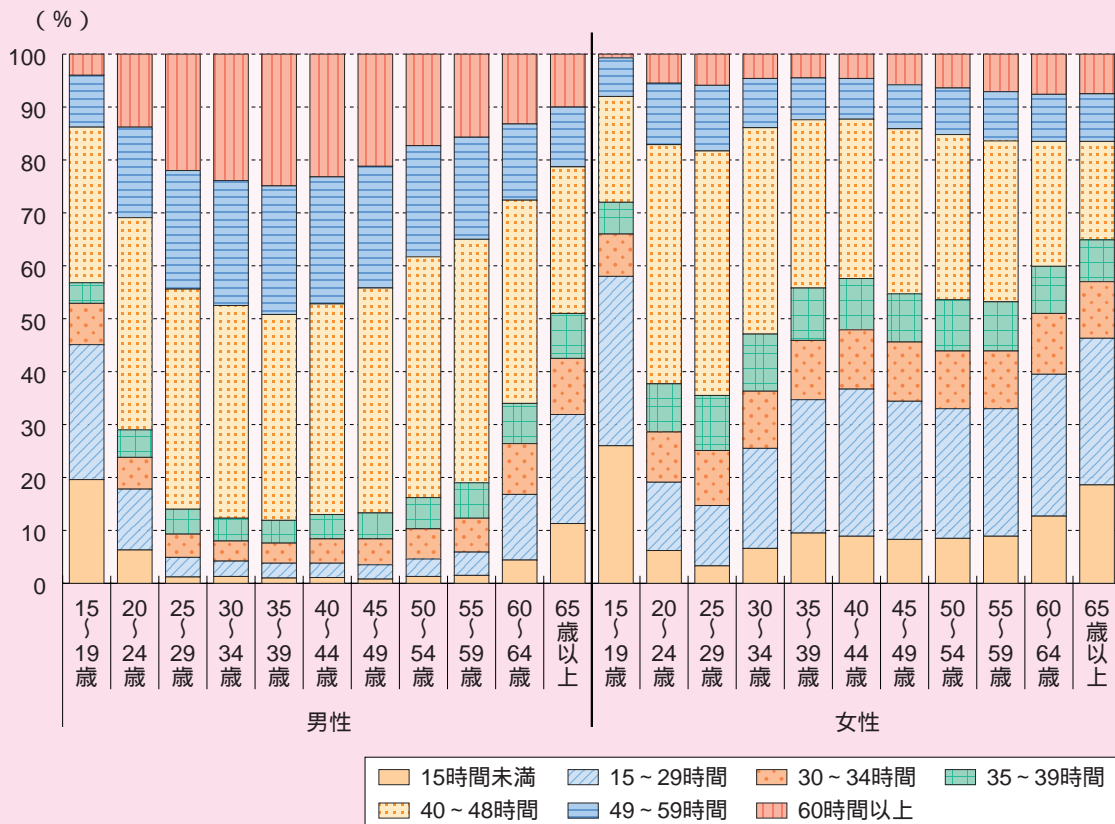
理想の子ども数を持たない理由として、夫の家事・育児への協力が得られないから、と回答する妻も1割以上存在する。育児の心理的・肉体的負担の軽減にあたっては、夫婦がお互いに育児の負担を分かち合えるよう協力しあうこと

が重要である。そのためには、仕事と家庭に時間をどう配分するか（ワーク・アンド・ファミリーバランス）が親にとって、大きな問題となってくる。

週当たり労働時間をみると、男性は49.6時間、女性は35.3時間となっている。子育て期・子どもが就学期にあると考えられる25～49歳について、年齢階級・労働時間階級別にその分布をみると、4割強の男性で週当たり労働時間が49時間以上であり、特に2割程度が週60時間以上の労働時間となっている。とくに子育て期にある30歳代では約4分の1が週60時間以上も就業している。こうした過重な労働時間が、育児に時間を配分することを阻害していることは想像に難くない。

女性では、年齢が上がるにつれて、週30時間未満の短時間就労の者の割合が上昇し、35歳以上で3割以上に達しているが、その一方で、週

第1-2-30図 就業時間別従業者割合



資料：総務省統計局「労働力調査」(2003(平成15)年)

40時間以上の労働時間について、30歳代以降は20歳代に比べて割合は低くなっているものの、60歳未満までみると、総じて5割近くとなっている。

（家事・育児にかける時間）

子どものいる世帯の夫と妻の家事・育児にかける時間についてみてみよう。6歳未満の子ど

ものいる世帯における家事・育児等の家事関連時間について夫婦で比較すると、平日の夫の家事関連時間は21分と、有業女性の5時間に比べて15分の1程度、土・日曜日でも5分の1程度にすぎない。また、6歳未満の子どもいない世帯の夫でも、平日で8分となっており、男性の家事関連時間はきわめて短いことがわかる。

第1-2-31表 夫と妻の家事関連時間（子どものいる世帯）

			合計	家事	介護・看護	育児	(参考) 仕事
6歳未満の子どもが いる世帯	平日	夫(有業)	0:21	0:04	0:01	0:16	9:17
		妻(無業)	8:30	4:30	0:04	3:56	0:01
		妻(有業)	5:00	3:04	0:04	1:52	4:32
	土曜日	夫(有業)	0:55	0:12	0:01	0:42	5:09
		妻(無業)	7:08	3:55	0:03	3:10	0:01
		妻(有業)	5:26	3:25	0:03	1:58	2:04
	日曜日	夫(有業)	1:06	0:15	0:01	0:50	2:25
		妻(無業)	6:03	3:23	0:02	2:38	0:01
		妻(有業)	4:58	3:09	0:03	1:46	0:57
6歳未満の子どもが いない世帯	平日	夫(有業)	0:08	0:06	0:01	0:01	8:23
		妻(無業)	5:50	5:28	0:10	0:12	0:04
		妻(有業)	3:37	3:27	0:04	0:06	5:19

資料：総務省統計局「社会生活基本調査」(2001(平成13)年)

このように、5割近くの女性が40時間以上働いている一方で、家事関連時間が男性に比して極端に長くなっていることから、「男は仕事、女は家庭」という旧来的な役割分担に加えて、「男は仕事、女は仕事も家庭も」という役割分担が存在している様子をうかがうことができる。

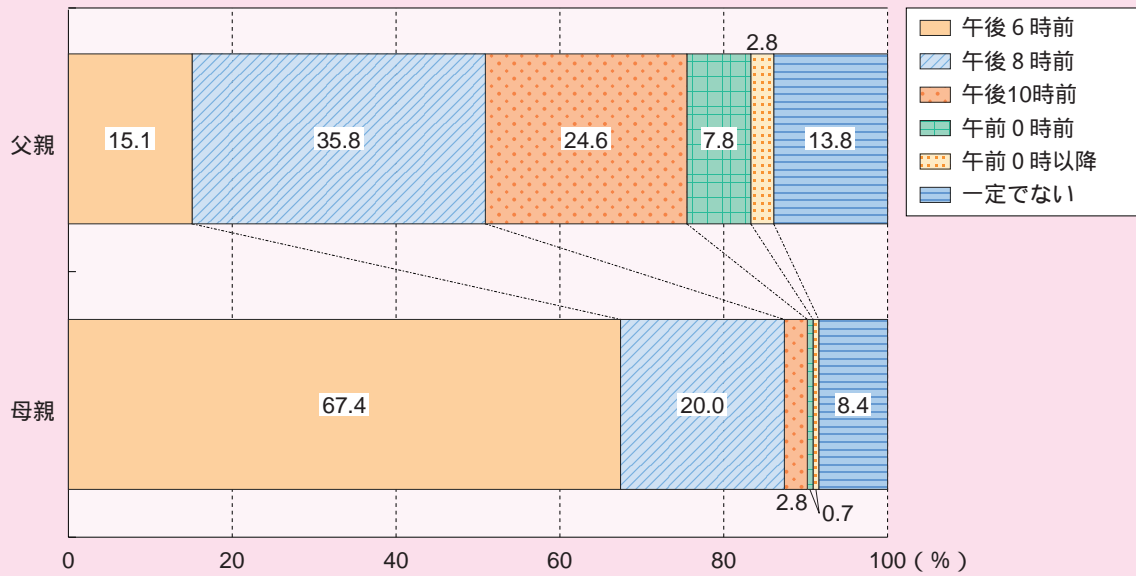
また、両親の帰宅時間をみても、女性(母親)の場合には、9割近くの人が8時前に帰っているが、男性(父親)の場合、8時前に帰る人は半数にすぎない。母子家庭等では、帰宅時間が

遅い上に、仕事と家庭の負担が1人の大人に集中することになる。

仕事にかける時間とのバランスをとりつつ育児にかける親の時間を増やすこと、とくに、男性(父親)の育児時間を増やすことが、女性(母親)の負担軽減、ひいては出生率の回復や健全な子育てに資するものと考えられる。

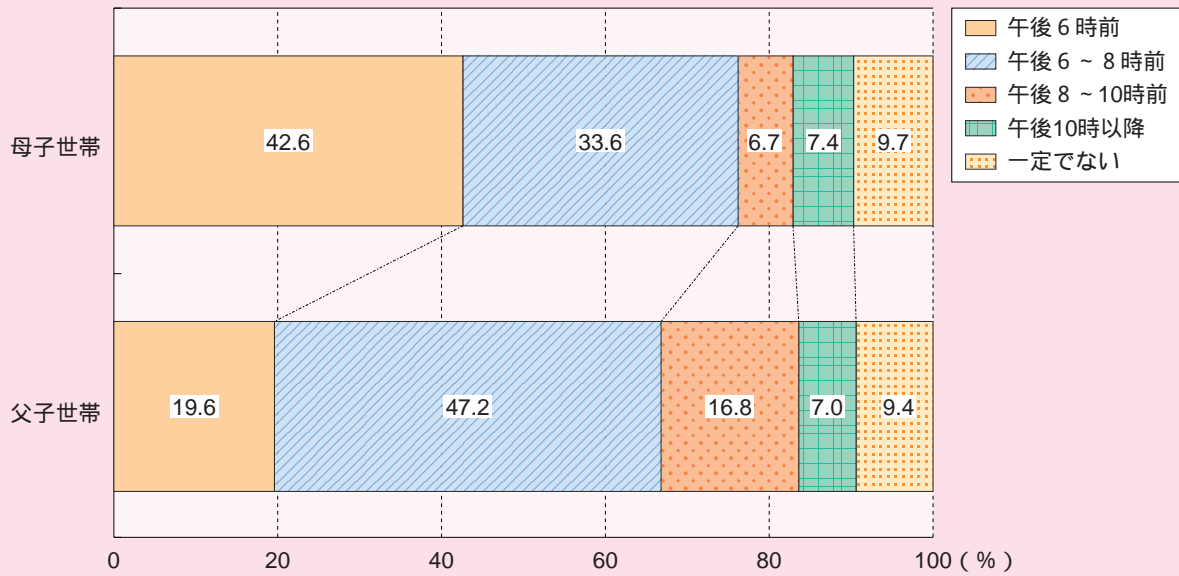
企業等の雇用者側においても、従業員の育児休業取得の促進と子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置に取り組む必要がある。

第1-2-32図 両親の帰宅時間



資料：厚生労働省「児童環境調査」(2001(平成13)年)
注：全国の満3歳から中学3年生までの児童のいる世帯を対象とした調査

第1-2-33図 親の帰宅時間(ひとり親世帯)



資料：厚生労働省「全国母子家庭等調査」(1998(平成10)年)
注：母子家庭等の親で就業している者の帰宅時間